

利用料表（概算）

神港園シルビアホーム
令和8年8月1日
単位（円）

I.介護保険サービス利用料（介護保険基本金額）介護保険負担割合証に準ずる

要介護度	サービス種別	1割負担		2割負担		3割負担	
		1日	1か月（30日）	1日	1か月（30日）	1日	1か月（30日）
1	従来型多床室	621	18,625	1,242	37,249	1,863	55,873
2		695	20,838	1,389	41,675	2,084	62,513
3		772	23,146	1,543	46,292	2,315	69,438
4		846	25,360	1,691	50,719	2,536	76,078
5		918	27,541	1,836	55,082	2,754	82,623

II.居住費及び食費介護保険負担限度額認定証に準ずる

段階	年間所得金額	種別	居住費		食費	
			1日	1か月（30日）	1日	1か月（30日）
1	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	多床室	0	0	300	9,000
2	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間で82.65万円以下の方	多床室	430	11,100	390	11,700
3の①	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間で82.65万円超120万円以下の方	多床室	430	11,100	680	20,400
3の②	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間で120万円超の方	多床室	530	15,900	1,420	42,600
4	・上記以外の方	多床室	1,000	30,000	1,800	54,000

III.その他のサービス利用料

	サービス項目	内容	頻度	金額
1	預り金等管理料	通帳管理等、財産管理預り金等管理委託料	1か月	2,200
2	生活支援サービス料	生活支援に必要なサービス料金	1か月	1,100
3	ホーム喫茶	施設内ホーム喫茶における、珈琲、お茶、おやつ等の料金	1回	実費
4	各種クラブ活動	各種クラブ活動に必要な備品購入等にかかる料金	1回	実費
5	日常生活消耗品	歯ブラシ・入れ歯等の個人用消耗品にかかる料金	1回	実費
6	日帰り旅行	日帰り旅行にかかる料金	1回	実費

※Ⅰ・Ⅱ・Ⅲにおいて該当する部分の合計額が個人負担額の概算金額となります。

IV.その他の実費サービス

	サービス項目	内容	金額		
1	理美容	カット・パーマ・ヘアマニキュア等の理美容にかかる料金	カット	顔そり	カラー
			実費	実費	実費
2	医療費等	診療・薬代	実費		

※金額は、税込み金額となります。税込み金額となります。

介護保険サービス 加算項目説明

V. 介護保険サービス利用料 (体制加算)

単位 (円)

加算名称	日額			内容
	1割	2割	3割	
日常生活継続支援加算Ⅰ	38	76	114	要介護の高い入居者の割合が一定の基準を上回る場合
看護体制加算Ⅰ	5	9	13	一定の基準の配置条件を満たすことに
看護体制加算Ⅱ	9	17	26	一定の基準の配置条件を満たすことに
夜間職員配置体制加算Ⅲ	17	34	51	夜勤を行なう職員の勤務条件が一定要件を上回っている場合
常勤医師専従配置加算	27	53	79	常勤専従の医師を1名以上配置していること
精神科医療養指導加算	6	11	16	精神科医による定期的な療養指導が月2回以上行われていること
栄養マネジメント強化加算	12	23	35	必要数の栄養士の配置、栄養状態等の情報を厚生労働省へ提出
安全対策体制加算 (入所時に1回)	21	42	63	事故発生防止のため、外部研修を受けた担当者等の配置等、安全対策を実施する体制が整備されていること
介護職員処遇改善加算Ⅰ(□)	基本単位十各加算に176/1000を乗じた単位数により計算された額の1割～3割			

VI. 介護保険サービス利用料 (個別加算)

単位 (円)

加算名称	日額			内容
	1割	2割	3割	
初期加算 (入所から30日)	32	64	95	入居された日から30日間
個別機能訓練加算Ⅰ	13	26	38	個別機能訓練計画に同意を頂き、個別機能訓練の開始日から
療養食加算(1食あたり)	7	13	19	医師の発行する食事箋に基づいた食事を提供した場合
外泊・入院時加算	260	519	778	入居者が病院等へ入院した場合、または外泊した場合に要した日数
看取り介護加算Ⅰ	76	152	228	看取り介護を同意された場合、死亡日の45日～31日前まで
	152	304	456	同様に、死亡日の4日～30日前まで
	717	1,434	2,151	同様に、死亡日に3日前まで
	1,350	2,699	4,048	同様に、死亡日
加算名称	月額			内容
	1割	2割	3割	
個別機能訓練加算Ⅱ	21	42	63	個別機能訓練計画の内容等を厚生労働省に提出
口腔衛生管理加算	95	190	285	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が月2回以上口腔ケアを実施、介護職員へ具体的な技術的助言及び指導を行った場合
生産性向上推進体制加算Ⅱ	11	21	32	ICTを活用した業務改善を行い、良質な介護を提供した場合加算
褥瘡マネジメント加算 (いずれかの算定)	4	7	10	褥瘡発生リスクの評価を行い、その結果等を厚生労働省に提出 ケア計画の作成
	14	28	42	上記に加え、褥瘡の発生がない事
科学的介護推進体制加算Ⅰ	43	85	127	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等、心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出
科学的介護推進体制加算Ⅱ	53	106	159	上記に加え、疾病の状況等の情報の提出
退所時情報提供加算	264	527	791	医療機関へ退居する場合、退居後の医療機関に対して当該入居者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合(1回)
退所時栄養情報連携加算	74	148	222	管理栄養士が退去先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合
生活機能向上連携加算Ⅱ1	211	422	633	訪問リハビリ事業所のセラピストが施設を訪問し、施設職員と共同でアセスメントの実施、個別機能訓練計画を作成した場合
生活機能向上連携加算Ⅱ2	106	211	317	上記内容で個別機能訓練加算を算定している場合

概算利用料金 (1か月)

Ⅰ 介護保険サービス利用料

+

Ⅱ 居住費及び食費

+

その他(Ⅲ～Ⅵ)

=

合計